

〈各地の学会と集会報告〉 日本協同組合学会 1993年10月 京都市

「協同組合における従業員参加」をどう受けとめるか

—協同組合学会全体シンポジウムを聞いて—

菅野 正純 (協同総合研究所・専務理事)

日本協同組合学会は、10月15～17日に京都で第13回大会を開き、全体シンポジウムでは、松本登久男(農協労働問題研究所)、岡本好廣(生協総合研究所)、増田大成(コープこうべ)の三氏が「協同組合における職員の役割と課題」を報告した。このテーマは、ICA東京大会ベーク報告の「協同組合の参加民主主義の中に従業員参加を位置づけ、原則の中に銘記すべきである」との提起を受けたものである。ところが残念なことに、三氏の結論は従業員参加の実質的否定であった。運動の今後に危惧を覚えざるをえない。筆者の当日のフロアー発言に加筆して、今後の討論の継続に向けた、ささやかな提起としたい。

1. 前提としてのレイドロウ報告

ベーク報告の前提には、ICA1980年大会におけるレイドロウ報告があることを確認したい。

レイドロウ報告は、「生産的労働の復権」を、西暦2000年に向けた世界の協同組合の4大実践課題の一つとして提起し、これとの関連において協同組合における従業員参加を提唱したのであった。

一産業革命以来、経営と労働、構想と実行が分離・対立させられ、労働者は所有権と経営権を奪われてきた。その上に成立した、大量生産・大量消費の生産様式は、今や極限にまで発展し、人類的な危機と疎外をかつてなく高めている。協同組合運動は、再生した労働者協同組合を中心に経営と労働、構想と実行を再統一し、働く意味を労働者が取り戻す重要な手段とならなければならない。

—こうした中で、消費協同組合や農業協同組合では、資本主義企業に先行して、労働者(従業員)の経営参加を推進すべきである。協同組合の従業員は「単なる雇われ者というよりも、よき共働者と思われることを望んで」おり、「理事会に従業員代表を送る」制度や、「事業のある部分あるいは運営を一定の契約のもとで、労働者協同組合の手に委ねる」ことが検討される段階にきている。

—以上が労働者参加に関わるレイドロウ報告の趣旨である。氏の意図はきわめて明快であろう。労働者が、協同組合においても、経済社会全体においても、労働力を切り売りするみじめな存在たることを抜け出て、自らの労働の主人公となる時

代が到来しており、それが可能になっていることを氏は告げたのである。それはまさに近代協同組合運動の「初心」の現代的再生であった。

2. 「未来のための価値」と従業員参加原則化の提起(ベーク報告)

ベーク報告は、レイドロウ報告のこのような思想と提起を引き継ぎながら、従業員参加をICAの原則にまで高めることを提案したものである。

ベーク報告における従業員参加の記述を正當に理解するためには、当然にも報告全体との関連においてそれをとらえなければならない。

同報告の核心は、「(人類と協同組合の)未来のための5つの価値」であった。すなわち、氏は①人類の存続を基礎とする「人々のニーズに応える経済活動」を再構築し、②政治的・代表制的民主主義に留まらない「参加民主主義」あるいは「経済民主主義」の実現の先頭に立ち、③生活と生産を制御しうる「人間発達」を促して、参加民主主義の「主体を形成」し、④「社会的責任」を自覚的に高度に果たし、⑤「全国的・国際的協同」によって、多国籍企業支配にも対抗しうる「民衆の国際的対抗力」たるべきことを、現代の協同組合の存在理由として提唱したのである。

協同組合の再生がこのような方向に求められるとすれば、その事業と運動を担う協同組合労働がすぐれて主体的なものに高められなければならないことは明らかである。

レイドロウ報告では、労働者協同組合の再生が告げられたのに対して、バーク報告では、より広範な領域と担い手によって、人と地域に役立つ仕事をおこす「新しい協同組合」が、全世界的に力強く拡大発展していることが報告された。「協同組合労働」の質的・量的な展開である。

他方、消費協同組合や農業協同組合においては、従業員参加を原則化するとともに、従業員と利用者組合員が対等の主人公＝構成員となった「複合的な基盤」を持った協同組合づくりや、消費者協同組合・農協と労働者協同組合との複合的な組織形態を検討することが提案された。

協同組合における従業員参加の提起の背景には、ヨーロッパの協同組合において、労働者参加が資本主義企業と比べてすら立ち遅れてきたという事情がある。同時に、(従業員が資本の圧倒的部分を出資し、総代の半数を占める)モンドラゴンの消費者協同組合モデルなどを参照しながら「ヨーロッパ協同組合法」での従業員参加規定を通じてこうした現状を克服する動きがあることだ。

なお、バーク報告の提起に対して、日本の協同組合ではすでに「日本的経営」による「参加」が実現しているという見解も見られる。だが、労働者間の厳しい生存競争と企業主義・営利第一主義の狭い視野を特徴とする日本の経営の「参加」とバーク報告が念頭に置いている、ヨーロッパを中心とした本来的な労働者参加とは、明確に区別されなければならない。われわれ日本の協同組合運動こそが、いかなる「参加」なのかを厳密に検討し、世界の運動に対して説明する責任があるのではないだろうか。

3. 組合員主権と労働者主権の相互 促進的形態を求めて

レイドロウ＝バークの参加の提起とその歴史的背景が以上のようにとらえられるとするならば、従業員＝労働者の出資・事業計画策定・管理・経営・剰余金の配分に対する参加が、一概に組合員主権を弱めたり、協同組合の性格を不純にすると言うことはできない。むしろ協同組合の現状に照

らしても、従業員を「雇われ者」に留めるような協同組合運営において、果たして利用者組合員(消費者や農民)が協同組合の主人公となりえるのか、というように問題は立てられなければならないのではないだろうか。

この点できわめて示唆的だったのは、増田報告である。すなわち、氏は、若手・女子職員の参加の弱さ、組合員と職員の乖離、組合員の顧客化、職員の官僚化、経営主義化という形で、生協の問題点を大胆にえぐり出された。まさに従業員参加の過剰ゆえにではなく、その弱さのゆえに、組合員参加の弱まりがすでに進行していることを、われわれは氏の報告から伺うことができる。

氏は、コープこうべにおいて、こうした問題点を克服するために、さまざまな努力が行なわれていることを述べられた。その方向の先には、政策決定そのものへの従業員の集团的・組織的な参画と、主体的な労働の権利と責任の体制の確立、集团的な発達保障の制度化が求められてくるものと思われる。その場合には、利用者組合員集団の負託に役職員集団全体が応えて、協同組合労働を利用者組合員に対して提供し、その報酬たる役職員の給与を、双方が納得のいく形で、民主主義的に、オープンに協議し、決定していくシステムの導入が不可欠となるであろう。

今日、地域・自治体論においては、住民参加と自治体職員の参加の統一的な発展の必要が自覚されつつある。協同組合においても同じように、利用者主権と労働者主権の相互促進的形態こそが求められているのである。

自分の労働の主人公となった協同組合従業員労働者にしてはじめて、他の生産者・労働者の痛みと喜びを知覚し、消費者・生活者に対する生活様式の変革の高い問題提起をなしうるのではないだろうか。

協同労働の再生の上に、広範な生産者・労働者の共感によるネットワークが形成され、世紀末の時代がますます強く求めつつある、「地域づくり・仕事おこし」の壮大な「協同」の展開が呼び起こされていくことであろう。